

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 2月22日
【会社名】	株式会社ヘリオス
【英訳名】	HEALIOS K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 鍵本 忠尚
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【電話番号】	03-5777-8308
【事務連絡者氏名】	管理領域管掌執行役員 石川 兼
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【電話番号】	03-5777-8308
【事務連絡者氏名】	管理領域管掌執行役員 石川 兼
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 40,730,490円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 13,346,023,890円 (注) 発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額である。行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。 また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	71,457個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金40,730,490円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に71,457を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個あたり金570円(本新株予約権の目的である株式1株あたり金5.70円)とするが、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める平成29年2月28日から平成29年3月3日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が570円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成29年3月15日から平成29年3月21日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社ヘリオス 人事総務部 東京都港区浜松町二丁目4番1号
払込期日	平成29年3月15日から平成29年3月21日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
割当日	平成29年3月15日から平成29年3月21日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 築地支店 東京都中央区築地一丁目10番6号

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行新株予約権(第10回新株予約権。以下「本新株予約権」という。)に係る募集については、平成29年2月22日(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会(以下「本取締役会」という。)においてその発行を決議している。

2 当社は、本新株予約権の発行とは別に、第三者割当の方式による新規発行株式(以下「本新株式」という。)について、本取締役会において発行を決議している。

3 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。

4 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。

5 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

6 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は7,145,700株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「東証終値」という。)(同日に終値が無い場合には、その直前の終値とする。以下同じ。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)の水準によって、以下のとおり決定される。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条件決定基準株価が1,862円以上である場合 1,304円とする。ただし、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が1,304円を上回る場合、下限行使価額は、当該50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。</li> <li>(2) 条件決定基準株価が1,862円を下回る場合 条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。ただし、当該金額が、931円を下回る場合には、下限行使価額は、931円とする。</li> </ol> </li> <li>5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は7,145,700株(発行決議日現在の発行済株式数に対する割合は17.46%)、交付株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：6,693,377,190円(ただし、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、最も低い金額である931円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式  当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式  単元株式数100株</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は7,145,700株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 本欄第2項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日まで前に記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 行使価額は、当初、条件決定日の直前取引日の東証終値(以下「条件決定基準株価」という。)と同額とする。ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 割当日の翌取引日以降、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)</p> <p>ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 「下限行使価額」は、条件決定基準株価の水準によって、以下のとおり決定され、本欄第4項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。</p> <p>条件決定基準株価が1,862円以上である場合 1,304円とする。ただし、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が1,304円を上回る場合、下限行使価額は、当該50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。</p> <p>条件決定基準株価が1,862円を下回る場合 条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。ただし、当該金額が、931円を下回る場合には、下限行使価額は、931円とする。</p>

(3) 本項第(1)号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

#### 4 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。))、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、( )上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)7(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、( ) (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また( ) (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金13,346,023,890円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌取引日から平成32年3月31日までの期間(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 築地支店</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する場合、本欄第(1)号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>



自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項及び第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

平成24年の山中伸弥教授によるiPS細胞でのノーベル生理学・医学賞受賞や平成26年11月に施行された再生医療新法、薬事承認制度等が追い風となり、我が国における再生医療分野は急速に発展し始めております。当社は、そのような再生医療分野において、細胞医薬品の開発、供給を通じて、様々な疾患の根治可能性を拡げ、『「生きる」を増やす。爆発的に。』をミッションとして掲げ、健康寿命を永らえることができるようなより豊かな「生きる」を増やしていくことで、社会への貢献と企業価値の向上を果たすことを目指しており、再生医療等製品のうち、iPS細胞に関連する技術を活用したiPSC再生医薬品（1）分野及び体性幹細胞再生医薬品（2）分野などを中心とした再生医療分野を中核的な事業領域と位置付けて、医薬品の研究開発を行っております。

当社は、平成27年6月に東京証券取引所マザーズ市場に新規上場した時点において、iPSC再生医薬品分野の加齢黄斑変性に関するパイプライン（3）であるHLCR011（4）及びHLCR012（5）を中心に事業を展開しており、また、公立大学法人横浜市立大学との間で、3種類の細胞に混合して培養することで血管構造を持つ立体的な臓器の原基（臓器の芽）を形成できる技術に関する共同研究を開始してまいりました。

これに対し、当社は、HLCR011及びHLCR012の研究開発費並びに新規シーズ（6）の導入に係るライセンス獲得費用及び研究開発費に充てるため、新規上場時の公募増資により約76億円の調達を行った結果、本有価証券届出書提出日までに、(1)HLCR011については、大日本住友製薬株式会社との共同開発を進めることにより臨床試験準備を推進させ、また、(2)HLCR012については、欧米での治験における使用を想定した製造方法の確立を進めつつ、継続して海外でのアライアンス体制の構築を模索しており、さらに、(3)平成27年10月には3次元臓器に関するパイプラインであるHLCL041（7）を立ち上げ、研究開発を開始するなど、それぞれの事業を進捗させております。なお、HLCL041については、現時点においては代謝性肝疾患を対象疾患として想定しており、今後臨床試験に向けた研究開発を継続する予定です。

また、当社は、銀行からの借入れにより調達した25億円強の資金を平成28年1月、米国Athersys, Inc.（以下「アサシス社」といいます。）から幹細胞製品MultiStem®を用いた脳梗塞に対する細胞治療医薬品の開発・販売に関する国内の独占的なライセンス権取得のための一時金と、開発費に充て、パイプラインHLCM051（8）の開発をスタートさせました。

HLCM051については、すでにアサシス社によって欧米にて第 相試験（9）が行われており、脳梗塞発症後18時間から36時間経過後の患者様に対する治療法となりうる可能性が示されております。当社は、この欧米での試験結果を参考にして日本での治験プロトコルを作成し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」といいます。）に対し治験計画届書を提出しております。平成28年8月30日付でP

M D Aより日本での当該治験の実施予定が公表され、現在はおよそ2年間の治験期間中にあり、上市に向けて着実に事業を進捗させております。

なお、HLCM051の導入は、市場ニーズを持つ脳梗塞領域への事業展開のみならず、付随して締結した肝疾患領域を対象とした再生医療等製品(3次元臓器)の原料として用いるための研究・開発に関するライセンス契約をも含むものです。

このように、新規市場以来様々な形で事業を進捗させてきた結果として、当社は、上場時には想定していなかったHLCM051を中心としたパイプラインを進捗させる新たな事業上の必要性に迫られている状況にあります。また、最近では、当社が中核的業務領域と位置付ける再生医療分野を中心に製薬企業によるアーリーステージのバイオベンチャーへの投資・新規ライセンス取得案件が増加している傾向があり、当社としても、再生医療分野におけるパイプラインや技術開発力の防衛・補完等に繋がるような新規シーズの導入を柔軟かつ機動的に行う必要性が今まで以上に高まっているものと感じております。そこで、当社取締役会は、長期間にわたって慎重に必要性と合理性の双方の観点から審議を行った結果、今般、本資金調達を行うことを決定いたしました。

なお、当社は、本資金調達の決定と同時に、世界有数の光学機器メーカーである株式会社ニコン(以下「ニコン」といいます。)との業務・資本提携を決定しております。かかる業務・資本提携も上述した最近の再生医療分野の動向に対応することを企図したものであり、当社において、再生医療分野におけるシーズの探索・開発を推進し、ニコンにおいて、それらのシーズを主として製造受託・画像評価の観点から支援すること等により、相互に再生医療分野における更なる成長可能性を追求することを目的としております。業務・資本提携の内容には、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、ニコンが、当社が第三者割当の方式により発行する総額20億円の本新株式の引受けを行うことが含まれており、これは本資金調達と一体をなすものであります。

当社は、本新株式の発行を含む本資金調達により、早期の上市を予定しているHLCM051の研究開発を進め、早期に収益基盤を確立させるとともに、中長期的な収益の柱と期待するHLCR012やHLCL041の研究開発を着実に進めていく予定です。さらに新規パイプラインの導入にあたっては、既存のパイプラインとの相乗効果が見込め、上市までの期間が短くて済む臨床段階のものを中心に導入していく予定です。具体的には、本資金調達の調達資金につきましては、HLCM051に係る開発費用として46.3億円、HLCR012に係る開発費用として10.1億円、HLCL041に係る開発費用として7.8億円、新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用として64.0億円(本新株式の発行による調達金額19.9億円を含む。)並びに借入金の返済資金として25.0億円を充当することを予定しております。

当社は、本資金調達を通して、現在中核的な事業領域と位置付ける再生医療分野の中で研究開発の進捗及び新規パイプラインを創出し、中長期的な企業価値の最大化を目指すとともに、当社のミッションである『「生きる」を増やす。爆発的に。』を実現し、一人でも多くの患者様に一刻も早く治療を届けられるよう、引き続き研究開発に邁進して参ります。

- ( ) 1 . i P S C再生医薬品とは、健康な細胞を培養し、移植することによって、高齢化などにより機能不全に陥った細胞等を置換して機能を回復することを目的とする製品です。
- 2 . 体性幹細胞再生医薬品とは、生体のさまざまな組織にある幹細胞である「体性幹細胞」(体性幹細胞には、神経幹細胞、間葉系幹細胞、造血幹細胞など複数の種類があり、生体のさまざまな組織に存在します。)を利用して、現在有効な治療法のない疾患等に対する新たな治療法を開発することを目的とする製品です。
- 3 . パイプラインとは、開発段階に入っている新薬候補のことです。
- 4 . HLCR011は、i P S細胞を正常なR P E細胞に分化誘導(細胞を特定の機能を持った細胞、例えば神経細胞・皮膚細胞などに人為的に変化させることをいいます。)し、純化した上で、i P S細胞由来R P E細胞懸濁液という形で罹患者に移植し、日本における加齢黄斑変性の治療を行うものです。
- 5 . HLCR012は、米国・欧州におけるドライ型加齢黄斑変性を適応症としたi P S細胞由来R P E細胞懸濁液又はシートの移植による治療法です。
- 6 . シーズとは、創薬のための種となるような技術や特許を指します。
- 7 . HLCL041は、代謝性肝疾患を対象疾患と想定した治療法です。肝臓は、たんぱく質など身体に必要なさまざまな物質を合成し、不要有害な物質を解毒、排泄するなど約500種類もの機能を、約2,000種類以上の酵素を用いて果たしている体内の化学工場といえる臓器です。代謝性肝疾患は、生まれつき特定の酵素が欠損していること等により必要な物質を作ることができない肝臓の疾患です。
- 8 . HLCM051は、日本における脳梗塞急性期を対象疾患とした体性幹細胞再生医薬品です。
- 9 . 第 相試験とは、臨床試験の中の試験段階を表します。臨床試験とは医薬品や治療技術などの人間への影響を調べる科学的試験です。臨床試験はその目的から、安全性や体内動態を中心に調べる臨床薬理試験(第 相試験)、安全性を確認しつつ有効性の瀬踏みをする探索的臨床試

験(第 相試験)、それまでに得られた有効性・安全性の仮説を検証する検証的試験(第 相試験)に分類され、通常この順番で展開されます。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載しております。

(2) 本資金調達(本新株式と本新株予約権の発行)を選択した理由

当社は、今回エクイティ・ファイナンスを実施するにあたり、様々な資金調達手法について比較検討を行いました。その結果、以下に記載の理由により、本新株式と本新株予約権の組み合わせによる発行が、当面の収益基盤を確立する上で特に必要となる資金を早期に調達しつつ、その他必要な資金については既存株主の利益に十分配慮しながら調達したいという当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、決議いたしました。

< 本新株式の選択理由 >

株式会社ニコンとは平成25年8月より資本業務提携による強固な協力関係にあり本新株式引受前時点で当社株式50万株を長期保有する大株主であります。今般追加で当社株式を割当てることにより、更なる協力関係を維持しながら再生医療分野における成長可能性を互いに追求できると確信し、株式会社ニコンへの第三者割当増資を決議いたしました。今回の第三者割当増資による新株式の発行株式数は1,037,400株であり、発行決議日現在の当社議決権総数(409,158個)に対する比率は2.54%と限定的であると考えております。

< 本新株予約権の選択理由 >

数あるファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、自己資本比率を高めることによる財務基盤の強化を図ること、また既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを重視いたしました。その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、割当予定先である野村證券株式会社から提案された本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

ただし、エクイティ・ファイナンスでこれらの資金を調達することにより、本新株式の発行に加えて更なる希薄化が生じることとなるため、既存株主の利益へ配慮すべく、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを重視して調達手法を検討し、以下に記載した本新株予約権の商品性及び特徴等を踏まえ、本新株予約権の発行を決議いたしました。

( 本新株予約権の商品性 )

本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は7,145,700株です。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記 及び に記載のとおり、当社と割当予定先である野村證券株式会社(以下「割当予定先」という。)との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定(下記 に定義する。以下同じ。)又は停止指定(下記 に定義する。以下同じ。)を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初、条件決定日の直前取引日の東証終値と同額ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は本新株予約権の発行要項に従って条件決定日に決定されますが、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日から平成32年3月31日までの期間であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに機構が必要であると認められた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記 乃至 の内容について合意する予定です。

当社による行使指定

- ・ 割当日の翌取引日以降、平成32年3月2日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること(以下「行使指定」という。)ができます。
- ・ 行使指定に際しては、その決定を行う日(以下「行使指定日」という。)において、以下の要件を満たすことが前提となります。

( ) 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと

( ) 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること

- ( ) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
- ( ) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
- ( ) 停止指定が行われていないこと
- ( ) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限幅幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと

- ・当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引日以内(以下「指定行使期間」という。)に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と4,091,840株(発行決議日現在の発行済株式数の10%に相当する株数)のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
- ・ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

#### 当社による停止指定

- ・当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)として、行使可能期間開始日の2取引日後の日から平成32年2月28日までの間の任意の期間を指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定を行う場合には、当社は、停止指定期間開始日の2取引日前までに停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。
- ・なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

#### 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

- ・割当予定先は、( )割当日の翌取引日以降、平成32年2月28日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが、(a)条件決定基準株価が1,862円(発行決議日の直前取引日の東証終値)以上である場合は下限行使価額、(b)条件決定基準株価が1,862円(発行決議日の直前取引日の東証終値)を下回る場合は条件決定基準株価の70%に相当する金額を下回った場合、( )平成32年3月2日以降、平成32年3月9日までの間、( )当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、又は( )当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

#### (本新株予約権の主な特徴)

約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・今般の資金調達における調達資金の拠出時期は、下記「2 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・本新株予約権は、潜在株式数が7,145,700株(発行決議日現在の発行済株式数40,918,400株の17.46%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・本新株予約権の新株予約権者がある裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと

- ・一定の水準の下限行使価額が設定されていること
- ・行使指定を行う際には、東証終値が下限行使価額の120%の水準以上である必要があり、また、本(注)1(2)(本新株予約権の商品性)に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること
- 資本政策の柔軟性が確保されていること
- ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には、主に、下記乃至に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記本(注)1(2)(本新株予約権の主な特徴)乃至に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

当社普通株式の株価が継続して下限行使価額を下回る水準にある場合、資金調達できない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して( )条件決定基準株価が1,862円(発行決議日の直前取引日の東証終値)以上である場合は下限行使価額、( )条件決定基準株価が1,862円(発行決議日の直前取引日の東証終値)を下回る場合は条件決定基準株価の70%に相当する金額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、当社の発行済株式には浮動株が少なく、また割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記本(注)1(2)(本新株予約権の主な特徴)に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、本(注)1(2)(本新株予約権の商品性)乃至に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長兼CEOである鍵本忠尚は、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

#### 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で本(注)2 及び の内容等について約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

#### 6 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

#### 7 本新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

#### 8 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
13,346,023,890	10,000,000	13,336,023,890

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- 2 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額は、条件決定日に決定されます。
- 3 払込金額の総額の算定に用いた新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額については、発行決議日の直前取引日の東証終値を当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が発行決議日の直前取引日の東証終値で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用及び払込取扱銀行手数料等)の合計であります。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額13,336,023,890円につきましては、前記「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1(1)」に記載しております、HLCM051に係る開発費用、HLCR012に係る開発費用、HLCL041に係る開発費用、新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用、並びに借入金の返済資金として、以下に記載のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(億円)	支出予定時期
HLCM051に係る開発費用	46.3	平成29年3月～平成31年12月
HLCR012に係る開発費用	10.1	平成29年3月～平成31年12月
HLCL041に係る開発費用	7.8	平成29年3月～平成31年12月
新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用	44.1	平成29年3月～平成31年12月
借入金の返済資金	25.0	平成29年4月～平成32年1月
合計	133.3	

- (注) 1 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、都度、事業進捗の高い案件、戦略的な重要性の高い案件について適切な選別判断を行い、優先して投資を行う所存です。また、株価上昇に伴って資金調達額が上記差引手取概算額を上回る場合、超過分は新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用に充当する予定であります。
- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金をすみやかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
- 3 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

## HLCM051に係る開発費用について

脳梗塞は、脳の血管が詰まることにより、その先に酸素や栄養分が届かなくなり、詰まった先の神経細胞が時間の経過とともに壊死していく病気です。日本の年間発症患者数は23万人～33万人(総務省 消防白書等を基に当社推定)、死亡者は年間約6万6千人(厚生労働省 人口動態統計)と推定され、発症した患者様の中には死亡を免れても機能障害が残り、寝たきりや日常生活に介護が必要となる場合があることが知られており、市場ニーズを持ちます。現状の日本において脳梗塞に対しては、脳の血管に詰まった血の塊を溶かす血栓溶解剤t-PAを用いた治療が主に行われていますが、血栓溶解剤の処方発症後4時間半以内に限定されており、脳梗塞発症後の処方時間がより長い新薬の開発が待たれる疾患領域となっております。

日本における脳梗塞急性期を対象疾患とした体性幹細胞再生医薬品であり、当社が開発・販売に関する国内の独占的なライセンス権を獲得したHLCM051は、すでにアサシス社によって欧米にて第 相試験が行われており、脳梗塞発症後18時間から36時間経過後の患者の皆様に対する治療法となりうる可能性が示されており、当社におけるHLCM051の開発は臨床試験入りをしている状況となっております。

以上の観点から、本新株予約権により調達する予定の資金(以下「本調達資金」という。)のうち46.3億円を平成29年3月から平成31年12月にわたり、主に臨床試験に係る治験薬や業務委託(臨床試験の設計補助や臨床試験の進行管理を行う業務)等の治験関連費用及び市場への販売に向けた医薬品製造の委託費用として充当する予定であります。

#### HLCR012に係る開発費用について

加齢黄斑変性は、滲出型(新生血管型:ウェット型)と非滲出型(萎縮型:ドライ型)に大別され、その原因は、黄斑部を支えるRPE細胞が老化等の原因により感覚網膜への栄養補給や老廃物の分解ができなくなってしまうことにあるものとされており、加齢黄斑変性の詳しい発症原因は未だ解明されておらず、根本的な治療法も確立しておりません。欧米人に多いドライ型は、RPE細胞が加齢により萎縮してしまうことにより、網膜に障害が生じて視力が徐々に低下していく病気であります。加齢黄斑変性は、欧米のような先進国では成人の失明原因として最も多く、また、米国国立眼病研究所(National Eye Institute)のホームページにおいて公開されている統計データによると、平成22年時点で米国において207万人いると推定される加齢黄斑変性の罹患者は、平成42年には366万人に増加すると推定されます。欧州においても米国と同規模以上の罹患者数が見込まれ、欧米を合わせた市場規模は10倍程度に拡大すると推定されます。

米国・欧州におけるドライ型加齢黄斑変性を適応症としたiPS細胞由来RPE細胞懸濁液又はシートの移植による治療法であるHLCR012については、欧米での治験における使用を想定した製造方法の確立を進めている状況となっております。

以上の観点から、本調達資金は、主に欧米での治験における使用を想定した製造方法の確立に係る開発費用として、今回調達する資金のうち10.1億円を平成29年3月から平成31年12月にわたり充当する予定です。開発費用の主な支出内容としては、上市する国の基準によって異なる製造方法の確立を業務委託するものです。

#### HLCLO41に係る開発費用について

生まれつき特定の酵素が欠損していること等により必要な物質を作ることができない肝臓の疾患である代謝性肝疾患は国内で年間約30名、欧米で年間約390名(厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患等克服研究事業 先天代謝異常症に対する移植療法の確立とガイドラインの作成に関する研究 ver1.0を基に当社推定)が新たに発症していると推定されます。

HLCLO41は、肝臓へ肝臓原基を注入し、機能的な肝臓に育てることで、生まれつき生産できない酵素を生産できるように肝臓機能を改善させることを目的とした再生医療等製品であります。現時点においては代謝性肝疾患を対象疾患とし、臓器移植の代替治療とすべく、ヒトへの移植が可能なヒト肝臓原基の大量製造方法の構築、さらに作製されたヒト肝臓原基の評価方法や移植方法を検討していくなど、臨床試験に向けて研究開発を進めている状況となっております。

以上の観点から、本調達資金は、前臨床試験段階(注1)における開発費用として、今回調達する資金のうち7.8億円を平成29年3月から平成31年12月にわたり充当する予定です。開発費用の主な支出内容としては、前臨床段階における動物実験を業務委託するものです。

(注)1 人を対象とする臨床試験の前に行う試験。主に動物を使って有効性・安全性を調べる試験。

#### 新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用について

当社が主な事業としております再生医薬品分野における医薬品開発の事業は、技術革新により発展を遂げている競争の激しい事業分野であるため、当社が競争優位を築きながら事業を展開していくためには素早い意思決定と機動的な資金拠出により、他社よりも先んじて優れた技術や特許を獲得していくことが競争優位を築くために必須であると考えております。このため本調達資金は、新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び上市又はライセンスアウト(注1)までに要する開発費用に充当する予定であります。開発費用の主な支出内容としては、臨床試験(注2)に係る費用及び当該開発に係る人員の人件費等を予定しております。新規シーズの導入にあたっては( )市場で競合しないユニークなもので、患者のアンメットメディカルニーズ(未だ有効な治療法がない医療ニーズ)がある適応疾患領域における臨床段階のもの、又は( )早期に収益が見込まれ、かつ通底する技術により既存パイプライン(注3)との相乗効果が見込まれるものを対象に、iPS細胞に限らず患者のアンメットメディカルニーズを現実的に満たすテクノロジー(細胞の種類・剤型など)を選択していく方針です。新規シーズの探索に関しては国内にとらわれず、世界的に再生医療のベンチャー設立や学術機関での研究が盛んである状況下において、上記方針に合致するようなシーズを導入できるよう、海外も含めて探索し、導入シーズのデューデリジェンスに注力して参ります。また、新規シーズの導入のみに限らず、導入したシーズの研究開発を進めるにあたって専門性を有する優秀な人員の確保が必須であります。専門性を有する優秀な人員は希少であり、通常のリクルーティングによる確保が困難な場合においては、優秀な人員を確保するためM&Aの実施も検討します。その際は、先進的な遺伝子治療分野や再生医療分野などの開発・研究人員を有するバイオベンチャー企業等を対象に検討していきます。

以上の観点から、新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用として、今回調達する資金のうち44.1億円を平成29年3月から平成31年12月にわたり充当する予定です。

(注)1 ライセンスアウトとは、自社で取得した特許権やノウハウ等を他社に売却したり、使用を許諾したりすることです。

2 臨床試験とは医薬品や治療技術などの人間への影響を調べる科学的試験です。臨床試験はその目的から、安全性や体内動態を中心に調べる臨床薬理試験(第相試験)、安全性を確認しつつ有



効性の瀬踏みをする探索的臨床試験(第 相試験)、それまでに得られた有効性・安全性の仮説を検証する検証的試験(第 相試験)に分類され、通常この順番で展開されます。

3 既存パイプラインとは、既に自社において開発段階に入っている新薬候補のことです。

#### 借入金の返済について

アサシス社から取得した幹細胞製品MultiStem®を用いた脳梗塞に対する細胞治療医薬品の開発・販売に関する国内の独占的なライセンス権取得のための一時金及びHLCM051の開発費用として銀行から借り入れた25.0億円の返済に充当する予定です。返済時期は平成29年4月から平成32年1月までの期間を予定しております。

なお、平成27年6月度に東証マザーズに上場した際に調達しました約76億円の充当状況に関しましては、下表の通り進捗しております。

発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本における加齢黄斑変性を適応症とするiPSC細胞由来網膜色素上皮細胞移植法の研究開発費として4,509,199千円</li> <li>(2) 欧米における加齢黄斑変性を適応症とするiPSC細胞由来網膜色素上皮細胞移植法の研究開発費として616,099千円</li> <li>(3) 日本におけるITインフラ等及び研究設備への設備投資として95,033千円</li> <li>(4) 新規シーズ(実用化に繋がる可能性のある技術・ノウハウ)の獲得とライセンス取得・維持その他の研究開発費として764,120千円</li> <li>(5) 関連会社である株式会社サイレジェンに対する投融資として1,000,000千円 なお、株式会社サイレジェンでは、iPSC再生医薬品生産のためのCPC(細胞培養センター)への設備投資として充当する予定であります。</li> <li>(6) 日本における事業拡大を行ったことに伴う人件費及びシステムの維持費用として682,325千円</li> </ul>
発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) については、平成27年12月期に172,350千円、平成28年12月期に300,305千円、平成29年12月期以降に4,036,544千円</li> <li>(2) については、平成27年12月期に166,099千円、平成28年12月期に50,000千円、平成29年12月期以降に400,000千円</li> <li>(3) については、平成27年12月期に全額</li> <li>(4) については、平成27年12月期に154,740千円、平成28年12月期に318,832千円、平成29年12月期以降に290,548千円</li> <li>(5) については、平成29年12月期以降に1,000,000千円</li> <li>(6) については、平成27年12月期に35,857千円、平成28年12月期に71,714千円、平成29年12月期以降に574,754千円</li> </ul>
現時点における充当状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) については、1,084,000千円を充当済み</li> <li>(2) については、612,000千円を充当済み</li> <li>(3) については、95,033千円を充当済み</li> <li>(4) については、246,000千円を充当済み</li> <li>(5) については、未充当</li> <li>(6) については、202,000千円を充当済み</li> </ul>

なお、上記『(2) 欧米における加齢黄斑変性を適応症とするiPSC細胞由来網膜色素上皮細胞移植法の研究開発費』は、本調達の手取金使途 記載のHLCR012に相当します。発行時における資金は予定通り主に前臨床段階の試験費用に充当しており、本調達資金は上述の手取金の使途 で記載の通り、その後の製造方法の確立に係る費用に充当します。また、『(4) 新規シーズ(実用化に繋がる可能性のある技術・ノウハウ)の獲得とライセンス取得・維持その他の研究開発費』は、本調達の手取金使途 に相当します。今後、より新規シーズ獲得に注力していくことを鑑みて、現時点の資金では不十分であるため、本調達を行うものです。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本取締役会において、本有価証券届出書による第三者割当の方式による本新株予約権の発行とともに、第三者割当の方式による本新株式の発行を決議しております。

本新株式の発行の概要は以下のとおりであります。

1．募集株式の種類及び数

普通株式 1,037,400株

2．募集株式の払込金額

1株あたり 1,928円

3．払込金額の総額

2,000,107,200円

4．増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額 : 1,000,053,600円

増加する資本準備金の額 : 1,000,053,600円

5．申込期日

平成29年3月10日

6．払込期日

平成29年3月13日

7．募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての株式を株式会社ニコンに割当てる。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a．割当予定先の概要

名称	野村證券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月23日関東財務局長に提出
	半期報告書 事業年度 第16期中 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月14日関東財務局長に提出

## b．当社と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成28年12月31日現在)	91,491株
人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。	
資金関係	該当事項なし	
技術又は取引等の関係	当社の主幹事証券会社であります。	

## c．割当予定先の選定理由

当社は、資金調達にあたって割当予定先である野村證券株式会社及び他の国内金融機関に資金調達の相談を行い、当該相談先から資金調達の方法及び説明や提案を受け、当該資金調達方法も含め、公募増資、社債、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。その中で、当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) (本新株予約権の主な特徴)」に記載のとおり、野村證券株式会社、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

## d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の個数は71,457個であり、その目的である株式の総数は7,145,700株です（ただし、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

## e．株券等の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を取得する必要があります。また、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

#### f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が平成28年11月14日付で関東財務局長宛に提出した第16期中半期報告書の平成28年9月30日における中間貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：1,624,276百万円、流動資産計：12,664,771百万円）を保有していることを確認しております。

#### g．割当予定先の実態

割当予定先である野村證券株式会社の完全親会社である野村ホールディングス株式会社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、同社グループのウェブサイト上で公表されている野村グループ倫理規程において、「野村グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとする。」と公表しています。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等を、割当予定先である野村證券株式会社からヒアリングし確認しております。

以上のことから、当社は、野村證券株式会社は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 2 及び 」の内容等について約させるものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

今般の資金調達においては、株式会社ニコンとの間における業務資本提携に伴い、本新株式の発行が本新株予約権の発行と並行して実施されます。当社は、かかる業務資本提携に伴う株価への影響の織り込みのため、本日（発行決議日）時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記の想定に従って、当社は、本日（発行決議日）時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に 当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記 の場合を除き評価に織り込まないこと、 当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限る。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、 株価が( )条件決定基準株価が1,862円（発行決議日の直前取引日の東証終値）以上である場合は下限行使価額、( )条件決定基準株価が1,862円（発行決議日の直前取引日の東証終値）を下回る場合は条件決定基準株価の70%に相当する金額を5営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本日（発行決議日）時点の本新株予約権1個あたりの払込金額として、当該評価と同額となる金570円と決定しました。

なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）からも、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見をj得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大7,145,700株(議決権71,457個相当)であり、発行決議日現在の当社発行済株式数40,918,400株(総議決権数409,158個)に対して17.46%(当社議決権総数に対し17.46%)の希薄化が生じるものと認識しております。

なお、本取締役会において同時に決議した本新株式の発行により増加する株式数と本新株予約権の発行により増加する潜在株式数とを合算すると8,183,100株となり、最大で20.00%(当社議決権総数に対し20.00%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかし、本新株式の発行により、再生医療分野における更なる成長を遂げるための有力なパートナーと関係を深めることができることから、本新株式の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

なお、本新株式については割当予定先が中長期的に保有する意向ですが、本新株予約権については本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数7,145,700株に対し、当社株式の過去6か月間における1日あたりの平均出来高は96,998株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株式及び本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式及び本新株予約権の発行は、本新株式に係る議決権数と本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数の合計を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、

支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、大規模な第三者割当に該当しません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式の発行及び本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

## (1) 本新株式の発行後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
鍵本 忠尚	東京都港区	28,798,000	70.38	28,798,000	68.64
株式会社ニコン	東京都港区港南二丁目15番3号	500,000	1.22	1,537,400	3.66
大日本住友製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目6番8号	1,500,000	3.67	1,500,000	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	978,000	2.39	978,000	2.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	660,000	1.61	660,000	1.57
竹田 英樹	兵庫県神戸市中央区	570,000	1.39	570,000	1.36
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	400,000	0.98	400,000	0.95
松田 良成	大阪府大阪市北区	365,900	0.89	365,900	0.87
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	292,200	0.71	292,200	0.70
THE BANK OF NEWYORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	272,100	0.67	272,100	0.65
計		34,336,200	83.92	35,373,600	84.32

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成28年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成28年12月31日現在の所有議決権数(株式会社ニコンについては当該議決権数に本新株式の発行数である1,037,400株に係る議決権数を加算した数とする。)」を、「平成28年12月31日現在の総議決権数に本新株式の発行数である1,037,400株に係る議決権数である10,374個を加算した数」で除して算出しております。

## (2) 本新株式の発行及び本新株予約権全部の行使後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
鍵本 忠尚	東京都港区	28,798,000	70.38	28,798,000	58.65
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	91,491	0.22	7,237,191	14.74
株式会社ニコン	東京都港区港南二丁目15番3号	500,000	1.22	1,537,400	3.13
大日本住友製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目6番8号	1,500,000	3.67	1,500,000	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	978,000	2.39	978,000	1.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	660,000	1.61	660,000	1.34
竹田 英樹	兵庫県神戸市中央区	570,000	1.39	570,000	1.16
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	400,000	0.98	400,000	0.81
松田 良成	大阪府大阪市北区	365,900	0.89	365,900	0.75
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	292,200	0.71	292,200	0.60
計		34,155,591	83.48	42,338,691	86.23

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成28年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成28年12月31日現在の所有議決権数(株式会社ニコンについては当該議決権数に本新株式の発行数である1,037,400株に係る議決権数を加算した数とし、野村證券株式会社については当該議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である7,145,700株に係る議決権数を加算した数)」を、「平成28年12月31日現在の総議決権数に本新株式の発行数である1,037,400株に係る議決権数及び本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である7,145,700株に係る議決権数の合計である81,831個を加算した数」で除して算出しております。

3 前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先である野村證券株式会社は、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先である野村證券株式会社は割当後における当社の大株主とはならないと見込んでおります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

## 8【その他参考になる事項】

該当事項なし

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)平成28年3月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)平成28年5月11日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第2四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月8日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第3四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月8日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年10月18日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の規定に基づく臨時報告書を平成29年2月1日に関東財務局長に提出

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書(上記5 臨時報告書の訂正報告書)を平成28年11月2日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年2月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年2月22日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ヘリオス 本店

(東京都港区浜松町二丁目4番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)



#### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

#### 第五部【特別情報】

該当事項なし